

令和 6 年 10 月 10 日  
電気事業連合会

## 「仏国からの返還低レベル放射性廃棄物の受入れ」のうち固型物収納体に関する内容の一部変更について（申入れ）

### (1) 経緯

- 電気事業連合会は、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物\*の 2013 年からの返還開始および日本原燃株式会社の廃棄物管理施設での受入れについて、2010 年 8 月に青森県知事および六ヶ所村長からご了解をいただいた。  
\*：仏国から返還される低レベル放射性廃棄物は、固型物を圧縮した収納体（CSD-C）およびガラス固化された廃棄体（CSD-B）の 2 種類がある。
- ご了解以降、東日本大震災を受けた日本原燃株式会社による新規制基準への審査対応の長期化により、返還開始の計画が立てられなかったことから、日仏事業者での交渉の結果、改めて返還開始時期ではなく返還完了時期を調整し、2019 年に日仏事業者間で、期限として 2033 年の返還完了を設定した。
- その後、2021 年に仏国法令の改正があり、英国と同様、低レベル放射性廃棄物を仏国所有の高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）に交換することが可能になったことから返還方法の選択肢として、本格的な検討を開始し、電気事業連合会として 2033 年までの返還完了見通しを得ている。
- 本年 8 月の日本原燃株式会社の廃棄物管理施設のしゅん工目標変更等を踏まえると、CSD-C については、約 1,800 本とその物量が多く 2033 年までに返還を完了することは極めて困難な状況になってきた。

### (2) お願い事項

- CSD-C については、放射線による影響が等価となる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）、約 20 本に交換した上で返還し、受入れ、貯蔵する計画へ変更したい。

概要としては以上となりますが、高レベル放射性廃棄物に交換した上で返還することは、英国同様とはいえ、これまでの方針から大きな変更となり、この度の私どものお願いは、県民のみなさまに多くのご心配をおかけすることから、今後青森県ならびに県民のみなさまの御理解をいただけるよう丁寧に説明を尽くしてまいります。

以 上